

わが国における感染症、特に動物由来感染症への取り組み

宮川昭二[†] (厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室長)

平成27年4月に健康局結核感染症課感染症情報管理室長を拝命しました。「感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律」(平成10年10月2日法律第114号)(以下、「感染症法」と略す)のうち、感染症サーベイランス(感染症発生動向調査など)や動物由来感染症対策、病原体管理などの業務、また「狂犬病予防法」(昭和25年8月26日法律第247号)に関する業務を担当しています。

1 わが国における動物由来感染症の現状と対応

(1) 感染症発生動向調査におけるおもな動物由来感染症の発生状況

感染症法の規程に基づき医師等から届け出られる感染症事例は、国立感染症研究所でまとめられる週報などとして公表されています。平成27年発生状況を速報値ベースで見ると、たとえば、腸管出血性大腸菌感染症は3,553例(含む有症者2,329例(うちHUS79例及び死亡3例))、一昨年にわが国で発見された重症熱性血小板減少症候群(SFTS)は60例、ツツガムシ病が415例、豚レバーなどの摂食に関連すると思われるE型肝炎は212例、エキノコックス症が23例などの報告があります。全体的に例年と変わらない状況であるものの、個々の感染症については、引き続き予防対策の実施や課題解決などが必要な状況です。

(2) デング熱等蚊媒介感染症への対応

平成26年に都内で流行したデング熱への対応として、蚊媒介感染症に係る特定感染症指針(平成27年厚生労働省告示第260号)の取りまとめや同指針等に基づくデング熱等の感染症対策を進めてまいりました。平成27年は、台湾など近隣地域では例年にない大きな流行があり、わが国でも東南アジア等からの帰国者などで帰国後にデング熱を発生する患者の発生は過去最大であったもの(年間292件(速報値))の、国内でデング熱に感染した患者の報告はありませんでした。

蚊媒介感染症については、昨年来、ブラジルなど中南米地域においてジカウイルス感染症(Zika)の流行が報告されています。この感染症は、妊娠中に感染すると胎児に小頭症などを引き起こす懸念が出ており、平成28年2月1日に世界保健機関(WHO)は中南米における小頭症等の多発について緊急事態を宣言しました。これを受け、わが国においても、国内での検査診断・治療体制の整備等などの対策を進めています。

平成28年8月にはブラジルでのオリンピック開催が予定され、ジカウイルス感染症が流行する地域との人の行き来が活発になることもあり、この夏も引き続き蚊媒介感染症、特に媒介蚊の発生等の対策を進めていくこととしています。

(3) エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群(MERS)等新興再興感染症への対応

平成26年にギニア、シエラレオネ及びリベリアなど西アフリカで大きな流行を起こしたエボラ出血熱は、昨年末に最後まで残っていたギニアでの流行が終息し、WHOは、平成26年8月に宣言した「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」を、平成28年3月29日をもって解除しました。今回の流行は、西アフリカを中心に、3万人近くの感染者が確認され1万1,000人あまりの方が亡くなる惨事となりました。西アフリカからわが国に帰国した方のなかにもエボラ出血熱が疑われ、検査を実施する事態が数例ありましたが、いずれもマラリアなど他の感染であることが判り、わが国への侵入はありませんでした。

中東呼吸器症候群(Middle East Respiratory Syndrome (MERS))についても、韓国での院内感染症を中心とした大きな流行も終息したものの、引き続き、サウジアラビアなど中東地域では患者発生が続いており、同地域からの帰国者や渡航者については引き続き感染予防対策の徹底をお願いしています。

このように一昨年以降さまざまな感染症に係る対応に直面した経験を生かし、政府では、平成27年9月に「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」を、また平成28年2月には「国際的に脅威となる

[†] 連絡責任者：宮川昭二(厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室)

〒100-8916 千代田区霞ヶ関1-2-2 ☎03-5253-1111(代) FAX 03-5253-6251
E-mail: miyagawa-shoji@mhlw.go.jp

感染症対策の強化に関する基本計画」を関係閣僚会議で定め、政府が一体となって取り組んでいくことが決まりました。このなかでは、国内における感染症対策の体制強化に加え、国際機関等での迅速な連携や途上国の保健システム強化などの重点プロジェクトを定めています。

2 ワンヘルス・アプローチへの期待

(1) 人と動物の一つの衛生を目指すシンポジウム

厚生労働省では、平成28年3月20日に日本医師会大講堂において、塩崎厚生労働大臣、横倉日本医師会会長、藏内日本獣医師会会長のご臨席の下、厚生労働省、農林水産省、日本医師会及び日本獣医師会の共催により、「人と動物の一つの衛生を目指すシンポジウム ―人獣共通感染症と薬剤耐性菌―」を開催しました。これは、厚生労働省が主催するワンヘルス・アプローチに関する初めてのシンポジウムで、医療及び獣医療の両面から専門家に参加いただき、公衆衛生分野での今日の課題である人獣共通感染症及び薬剤耐性（AMR）について議論いただきました。厚生労働省では、今後もワンヘルス・アプローチを切り口に今回と同様のシンポジウムなどを開催する予定です。

(2) 薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン

政府は、平成28年4月5日に開催した国際的な脅威となる感染症関係閣僚会議において、薬剤耐性（AMR）対策アクションプランを取りまとめました。このアクションプランは、平成27年5月にWHO総会でまとめた「薬剤耐性に関する国際行動計画」を踏まえ、関係省庁・関係機関等がワンヘルス・アプローチの視野に立ち、今後5年間に、協働して集中的に取り組む対策をまとめています。その中では、6つの分野（「普及啓発・教育」、「動向調査・監視」、「感染症予防・管理」、「抗微生物剤の適正使用」、「研究開発・創薬」）及び「国際協

力」）に関する「目標」や、その目標ごとに「戦略」及び「具体的な取組」等を盛り込んでいます。

背景としては、1980年代以降、人に対する抗微生物薬の不適切な使用等を背景として、病院内を中心に新たな薬剤耐性菌が増加していること、先進国におけるおもな死因が感染症から非感染性疾患へと変化するなかで、新たな抗微生物薬の開発が減少していること、国外においては、多剤耐性・超多剤耐性結核（抗酸菌）、耐性マラリアなどが世界的に拡大していること、動物における薬剤耐性菌は動物分野の治療効果を減弱させるほか、畜産物等を介して人に感染する可能性があることなどがあげられます。

アクションプランの実行にあたっては、医療及び介護分野、畜水産及び獣医療の双方において、普及啓発・教育、動向調査・監視、抗微生物剤の適正使用の分野で、横断的な情報集約や共有、分析・評価、普及啓発・教育などに取り組むこととしています。

3 ま と め

わが国では1956年以降、国内で人での狂犬病の発生はありません。一方、近年世界規模で流行し、多くの被害をもたらしたエボラ出血熱やMERSなど新興再興感染症の多くは、なんらかの形で動物に由来しています。感染症はわが国の安全への大きな脅威であることは明らかであり、新たにもしくはふたたび流行する感染症の多くを占める動物由来感染症の対策においては、単に医療分野での対応にとどまらず、ワンヘルスアプローチの視点から、獣医療分野においても引き続き専門的な観点からの貢献が大いに期待されています。

また、薬剤耐性（AMR）対策においては、医師及び獣医師の双方において、専門的立場から適正使用の推進などに取り組むほか、国民への啓発などにも貢献することが期待されます。